



<名古屋自然保護官事務所> ☎052-389-2877

◆5月17日(土) 「藤前干潟クリーン大作戦」

<長野自然環境事務所> ☎026-231-6570  
<http://chubu.env.go.jp/nagano/>

◆中部山岳・上信越高原アクティブ・レンジャー国立公園写真展  
4月2日～18日 : 長野市役所 2階連絡通路  
5月1日～25日 : 上高地インフォメーションセンター  
6月2日～22日 : 平湯温泉あかんだな市営駐車場待合室  
6月28日～7月13日 : 戸隠森林植物園 森林学習館  
※長野自然環境事務所のホームページ内「トピックス  
([http://chubu.env.go.jp/nagano/to\\_2007/0227a.html](http://chubu.env.go.jp/nagano/to_2007/0227a.html))」で随時ご案内します。

<EPO中部> ☎052-973-1033  
<http://www.epo-chubu.jp/>

◆5月17日(土)

「ユニー株提供 お店探検隊インタープリターになろう講座～子どもと地域のお店で環境学習～」(第1回)

◆5月23日(金)

「つぶやきをカタチにしよう～ESDの学びをつくろう～」講座(第1回)

◆5月24日(土)

「つぶやきをカタチにしよう～ESDの学びをつくろう～」講座(第2回)

◆6月14日(土)

「ユニー株提供 お店探検隊インタープリターになろう講座～子どもと地域のお店で環境学習～」(第2回)

◆6月27日(金)

「つぶやきをカタチにしよう～ESDの学びをつくろう～」講座(第3回)

## 中部地方環境事務所からのお知らせ

### 食品廃棄物のリサイクルを一層促進するため「食品リサイクル法」が改正されました

生ごみなどの食品廃棄物のリサイクルを促進する「食品リサイクル法」が昨年6月に改正され、昨年12月から施行されました。改正のポイントは、以下のとおりです。

#### 1 食品関連事業者に対する指導監督の強化

食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年、食品廃棄物の発生量や再生利用の状況などを、国に報告することが義務づけられました。フランチャイズチェーンの場合は、全部の店舗の排出量を合計して100トン以上かどうか判断されます。

#### 2 食品関連事業者の取り組みの円滑化

チェーン展開する小売業や外食産業がリサイクルに取り組みやすいよう、小売業などから出た食品廃棄物が飼料や肥料にリサイクルされ、それを利用して農家などが作った野菜などを店舗で販売するという「リサイクルループ」の取り組みに対し、収集運搬に係る許可を不要とする廃棄物処理法の特例を認めることとしました。

#### 3 食品廃棄物の利用の手法に「熱回収」を追加

食品廃棄物の利用の手法として「熱回収」が位置づけられました。また、基本方針において、取り組みの優先順位として、まずは発生抑制、次にリサイクル、それが無理な場合は熱回収、減量化とすべきことが示されました。

### 自然を守りながら、自然とふれあい、遊び、学ぶ「エコツーリズム推進法」が施行されます

エコツーリズムは、旅行者の皆さんが、ガイドに案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のことを指します。

4月1日から施行される「エコツーリズム推進法」は、適切なエコツーリズムを推進するための総合的な枠組みを定めた法律で、エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめ、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的としています。この法律では、自然環境のほか、自然と密接に関わる生活文化等を特定自然観光資源と位置づけ、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を図るため、地方自治体がエコツーリズム推進協議会を組織して全体構想を作成し国に対して申請します。この全体構想が認定されると、国が認定地域の取り組みを全国にPRするとともに、地域が主導となって自然観光資源の保護措置を講じながら創意工夫をこらしたツーリズムを生み出すことが可能となります。

現在、全体構想を策定するための法律に基づく基本方針案について、パブリックコメントを行っています。



### 表紙の写真

#### ヤマガラシ(撮影:常富 豊)

梅雨の晴れ間に岐阜県側・平瀬道から白山に登った。積雪の多い白山では、標高2,000mの大倉山を越えると一気に高山帯に入る。今にも崩れそうなガレ場のそばでヤマガラシが力強く花を咲かせていた。背景は雪の残る白山別山。



中部地方において様々な「環境」の活動をしている方々が、この広報誌を通して「環(わ)のようにつながって、その取り組みが広がってほしい」という願いを込めて命名しました。

### 編集後記

中部地方環境事務所が名古屋に設けられてから、3年目を迎えました。これまでメールマガジンの発行などを行ってきましたが、より私たちの活動や環境政策のトピックを知っていただくとともに、持続可能な地域づくりに向けた中部地方各地での取り組みの息吹を多くの方々にお伝えしたいという思いから、広報誌を発刊することにいたしました。

中部地方の生き生きとした動きをお伝えできるような紙面作りを行っていきたく思いますので、ご意見・ご要望がございましたら、どしどしお寄せください。

発行：環境省

中部地方環境事務所

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4階

TEL(052)955-2130 FAX(052)951-8889

URL <http://chubu.env.go.jp/>

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

TEL(026)231-6570 FAX(026)235-1226

URL <http://chubu.env.go.jp/nagano/>

平成20年3月発行

